

ふじみ野市地球温暖化対策実行計画

(平成 22～24 年度)

～温室効果ガス発生抑制のための市役所率先行動計画～

平成 22 年 3 月

ふじみ野市

目次

第1章 基本的事項

1. 計画策定の経緯・背景	1
2. 計画の目的	2
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	4
5. 計画の対象物質	4
6. 計画の範囲	4

第2章 温室効果ガス排出量の現状

1. 温室効果ガス別排出状況	5
2. 活動別温室効果ガス排出状況	6
3. 業務別温室効果ガス排出状況	7

第3章 温室効果ガスの削減目標

1. 温室効果ガス総排出量の削減目標	8
2. 個別項目の削減目標	8

第4章 温室効果ガス排出削減に向けた具体的取組

1. 取組みの基本方針	9
2. 省エネルギーの推進	9
3. 省資源の推進	13
4. ごみの排出量削減	14
5. 建築物の建築等に関する環境配慮	16

第5章 計画の推進に向けて

1. 推進及び進行管理体制	18
2. 職員研修	19
3. 公表	19

第 1 章 基本的事項

1. 計画策定の経緯・背景

(1) 世界及び国の流れ

現在、地球温暖化問題は 2007 年（平成 19 年）に公表された「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）の第 4 次評価報告書において、その影響の深刻さが指摘されています。例えば、大気や海洋の平均温度の上昇、万年雪や氷河の広範囲にわたる融解、世界各地で平均海面水位の上昇が観測され、地域的な気候変化により、多くの自然生態系が影響を受けていることが報告されています。また、20 世紀半ば以降に観測された平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高いと報告されています。こういったことから、いまや地球温暖化問題は全世界的に取り組まれるべき環境問題として認識されています。

地球温暖化問題が国際的な会議で初めて取り上げられたのは、1992 年（平成 4 年）リオ・デ・ジャネイロ市で開催された「環境と開発に関する国際連合会議（地球サミット）」でした。この会議において気候変動枠組条約が採択され、これを受けて 1997 年 12 月に京都で開催された第 3 回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）では、京都議定書が採択され、先進国の温室効果ガス削減目標が示されました。わが国においては、2008 年～2012 年の第 1 約束期間において、温室効果ガスの削減目標を 1990 年比 6%減としています。この目標を達成するために、1998 年 10 月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、2005 年 4 月には「京都議定書目標達成計画」が策定されています（2008 年 3 月全部改定）。

また、2008 年（平成 20 年）7 月には、日本の 2050 年（平成 62 年）までの長期目標として、温室効果ガスを現状から 60～80%削減する目標を掲げた「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定されました。同年 7 月、北海道洞爺湖町で開催された第 34 回主要国首脳会議では、2050 年（平成 62 年）までの世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するという長期目標を世界全体の目標として採択することを求めていくことで合意されました。

また、京都議定書の第 1 約束期間後（2013 年以降）の新たな国際的枠組みづくりについて検討することを目的に、2009 年（平成 21 年）12 月にコペンハーゲン市で開催された第 15 回締約国会合（COP15）では、世界全体の長期目標として産業化以前からの気温上昇を 2 度以内に抑えることや、先進国は途上国に対し公的資金による支援を共同で行う事を盛り込んだ「コペンハーゲン合意」が提案されました。日本は、全ての主要排出国が参加する、公平で実効性のある枠組みの構築と野心的な目標の合意を前提に、2020 年までに、1990 年比 25%の削減を目指すことを表明しています。

(2) 地方自治体の果たす役割

1998年(平成10年)に施行された「地球温暖化対策推進法」では、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務が明らかにされており、地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとされています。また、地方公共団体自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減及び吸収作用の保全強化のための措置を講ずるとともに、区域内の事業者又は住民の温暖化防止活動の促進を図るために、地方公共団体の施策に関する情報の提供等を行うこととされています。

また、2005年(平成17年)に策定された「京都議定書目標達成計画」においては、地方公共団体自身が率先的な取組を行うことにより、地域の模範となることが求められています。特に市町村は、その区域の事業者や住民の最も身近な公的機関として、事業者や住民と協力・協働し、地域の自然的社会的条件を分析し、主として、地域住民への教育・普及啓発、民間団体の活動支援、地域資源を活かした新エネルギー等の導入のための調査や導入事業といった、より地域に密着した、地域の特性に応じて最も効果的な施策を国や県、地域の事業者等と連携して進めることが期待されています。

特に「地球温暖化対策推進法」第20条の3では、京都議定書目標達成計画に即して地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下、「実行計画」という。)を策定するものとされています。

このほど策定する計画は、ふじみ野市における地球温暖化対策の強化を図り、地域の模範となるべく、市の事務事業活動による温室効果ガス排出量の削減計画及び目標を示すものです。

2. 計画の目的

この計画は、ふじみ野市の事務、事業等における温室効果ガス(二酸化炭素等)の排出実態と特性を把握し、それに基づき具体的な削減目標を策定し、温室効果ガス排出抑制、環境への負荷の軽減をもって、増加傾向にある温室効果ガスを早期に減少基調に転換し、更なる長期的・継続的な排出削減へと導くことを目的とします。また、地域における模範となる率先行動として計画を策定します。

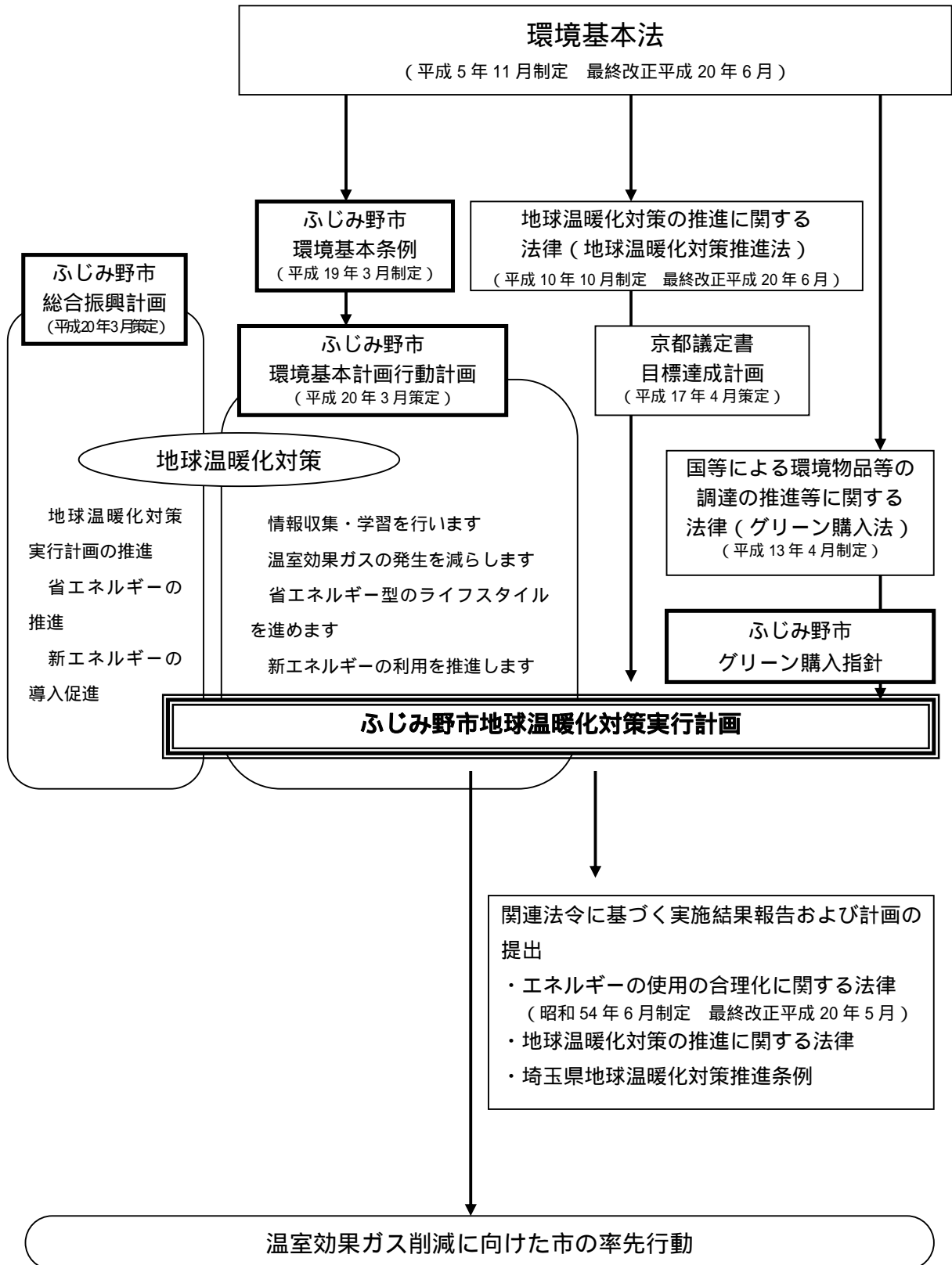
3. 計画の位置づけ

本計画は、「ふじみ野市環境基本計画行動計画」に定めた地球温暖化防止に向けた実行計画です。

また、「地球温暖化対策推進法」第20条の3において、地方公共団体に策定が義務付けられている「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全強化のための措置に関する計画(地方公共団体実行計画)」となるものです。

なお、市域全体を対象とする地域実行計画については今後策定していく予定です。

図1 ふじみ野市地球温暖化対策実行計画の位置づけ



4. 計画の期間

計画の実施は、2010年度（平成22年度）から開始し、目標達成年度は2012年度（平成24年度）とします。環境の状況や社会経済状勢の変化に対応し、必要に応じて見直しを実施します。

なお、基準年は、環境基本計画と連動させ、2008年度（平成20年度）とします。

5. 計画の対象物質

本計画において対象とする温室効果ガスは、下記のとおりとします。地球温暖化対策推進法では次の6物質が対象となっていますが、パーフルオロカーボンと六ふっ化硫黄については該当がないため、対象外とします。

なお、本計画では、温室効果ガスの排出量は各ガスの排出量に、地球温暖化対策推進法施行令第4条に定められた各ガスの地球温暖化係数を乗じ、二酸化炭素に換算した数値で表しています。（環境省：「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づく）

物質名	排出元	備考
二酸化炭素（CO ₂ ）	燃料や電気の使用にともなう排出、一般廃棄物の焼却にともなう排出等	
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行にともなう排出、ガス・ガソリン機関の燃焼、浄化槽の使用にともなう排出等	
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行にともなう排出、ボイラーの使用にともなう排出、ガス・ガソリン機関の燃焼、浄化槽の使用にともなう排出、一般廃棄物の焼却にともなう排出等	
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	HFC封入カーエアコンの使用、廃棄等	
パーフルオロカーボン（PFC）	アルミニウム生産、PPC製造、使用、半導体の製造	該当なし・対象外
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	絶縁ガスとして六ふっ化硫黄が封入された電気機器 - 変圧器、開閉器の使用、廃棄にともなう排出等	該当なし・対象外

6. 計画の範囲

範囲は、ふじみ野市が行う事務、事業全般とし、庁舎、公民館、コミュニティセンター、福祉施設、市立小中学校、水道施設、一般廃棄物処理施設、他公共施設等を範囲とします。

（別表1）

指定管理者及び委託事業については、対象外としています。

第2章 温室効果ガス排出量の現状（平成20年度）

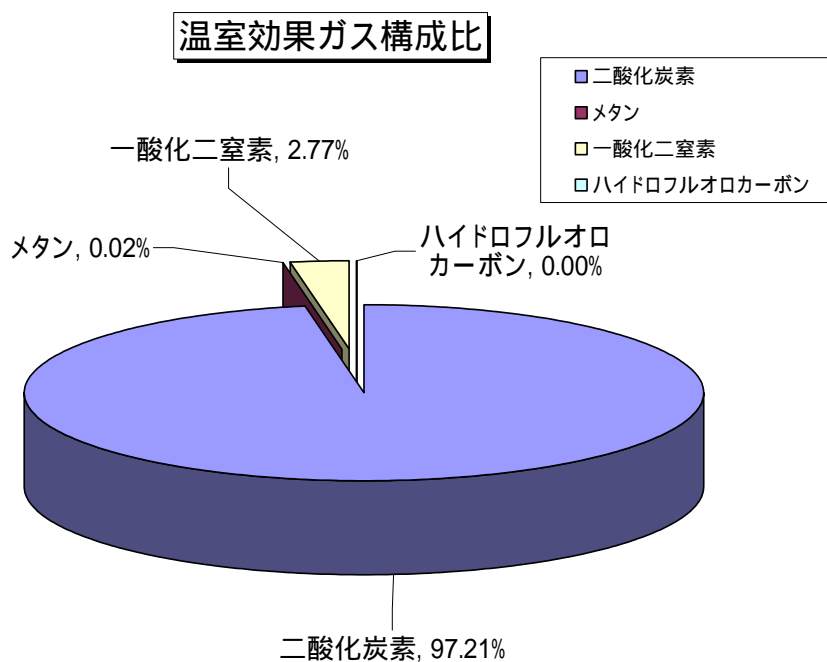
1. 温室効果ガス別排出状況

温室効果ガス別に見ると、二酸化炭素が97.21%となっており、排出量の大部分を占めています。（二酸化炭素は主に燃料使用と電気使用、廃プラスチック焼却から発生します。）

メタン・一酸化二窒素は、主に自動車の運行と一般廃棄物焼却、浄化槽の使用により発生します。ハイドロフルオロカーボンは、カーエアコンに代替フロンとして使用されている場合に発生するものです。

物質名	温室効果ガス 排出量 (Kg) (A)	温暖化 係数 (B)	CO ₂ 換算 排出量(Kg-CO ₂) (C)=(A) × (B)	構成比
二酸化炭素	26,055,885	1	26,055,885	97.21%
メタン	288	21	6,055	0.02%
一酸化二窒素	2,394	310	742,066	2.77%
ハイドロフルオロカーボン	0	1,300	585	0.00%
総排出量	-	-	26,804,591	100.00%

*端数処理の関係で数値が合わない箇所がある



2. 活動別温室効果ガス排出状況

活動別に見ると、廃プラスチック（もえるごみに混入しているプラスチックごみ）焼却から発生する温室効果ガスの排出量が最も多く、全体の 52.1%を占めています。次いで電気使用に伴う排出量が 37.5%、燃料使用に伴うものが 7.6%となっています。

調査項目	単位	活動量	温室効果ガス 排出量 (Kg-CO ₂)	構成比
燃料使用		*1	2,038,452	7.60%
電気使用	kwh	18,102,808.60	10,047,059	37.48%
一般廃棄物焼却	湿t	42,185.97	738,972	2.76%
廃プラスチック焼却 *2	乾t	5,183.81	13,970,373	52.12%
その他 *4			9,735	0.04%
総排出量			26,804,591	100.00%

*1 ガソリン・軽油・ガス・A重油等の単位がそれぞれ異なるため、合計活動量は記載していない。

*2 廃プラスチック焼却量はもえるごみの組成分析結果をもとに推計した数字である。

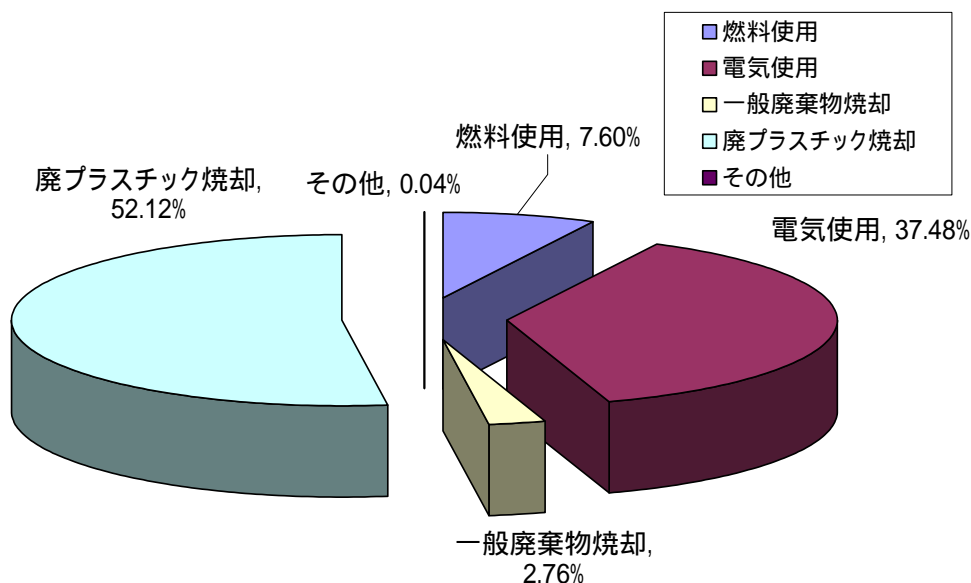
一般廃棄物焼却量 × 含有比率15.36% × (水分を除いた重量)80%で計算

*3 一般廃棄物焼却量及び廃プラスチック焼却量には三芳町との共同処理分が含まれている。
(参考)平成20年度年間ごみ量比率 ふじみ野市 57.7% 三芳町 42.3%

*4 自動車の走行量、HFC封入カーエアコン、浄化槽については、その他としてまとめた。

* 端数処理の関係で数値が合わない箇所がある。

活動別排出量構成比



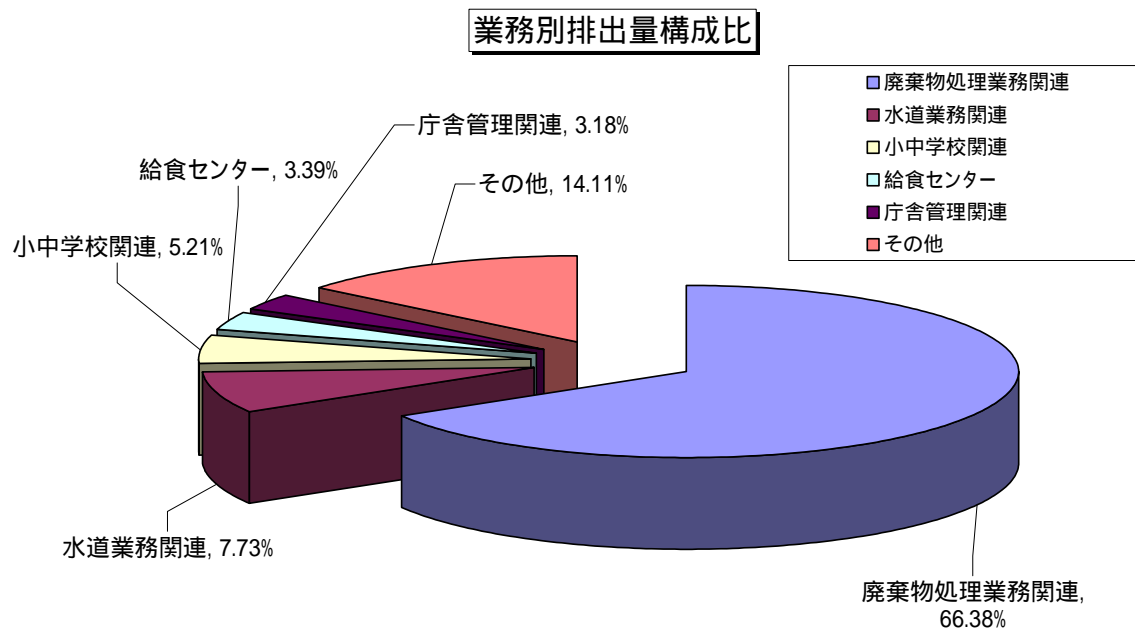
3. 業務別温室効果ガス排出状況

業務別に見ると、廃棄物処理業務関連が 66%で最も多く、総排出量の半分以上を占めています。次いで水道業務、小中学校となっています。

業務名	CO ₂ 換算排出量 (kg-CO ₂)	構成比
廃棄物処理業務関連	17,792,880	66.38%
水道業務関連	2,071,304	7.73%
小中学校関連	1,397,698	5.21%
給食センター	908,598	3.39%
庁舎管理関連	852,702	3.18%
その他	3,781,410	14.11%
総排出量	26,804,591	100.00%

*端数処理の関係で数値が合わない箇所がある。

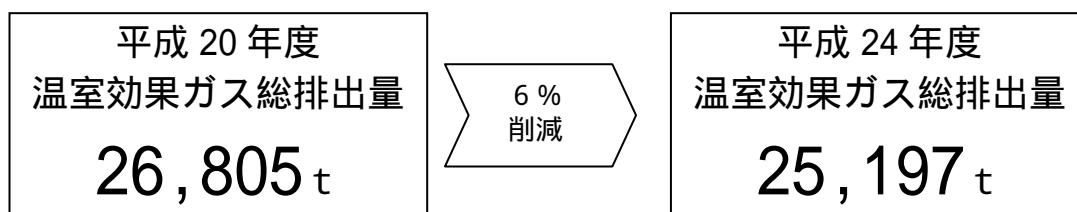
*その他の業務には、廃棄物施設、水道施設、小中学校、給食センター、庁舎以外の公共施設等が含まれる。



第3章 温室効果ガスの削減目標

1. 温室効果ガス総排出量の削減目標

平成24年度の温室効果ガスの排出量を基準年（平成20年度）に比べ6%削減します。



ふじみ野市環境基本計画では平成24年度の二酸化炭素排出量について基準年である平成20年度比3%削減とありますが、省エネ法では中長期（3～5年）の年平均1%以上削減が必須であり、また、京都議定書による目標値は2012年（平成24年）までに6%削減であるため6%としました。

2. 個別項目の削減目標

総排出量の削減目標6%を達成するために次のとおり個別項目について目標を設定します。

電気使用量やガソリン使用量など、使用量の変動が直接的に温室効果ガスの排出量削減に影響がある項目と、用紙購入枚数やグリーン購入など間接的に影響がある項目に分けて目標を設定しています。

直接的な項目のうち、一般廃棄物焼却量及び廃プラスチック焼却量については、公共ごみのほか、市民や事業者から排出される廃棄物量も含まれていますが、温室効果ガス総排出量の66%を占める項目であるため、市が市民、事業者へのごみ減量や分別をさらに周知徹底することで削減につなげる必要があると考え、削減目標を掲げています。市の事務事業から排出される公共ごみについては項目を別に立て、排出量の削減と資源化の目標を設定しています。

直接的に温室効果ガス排出削減に影響がある項目

項目	単位	基準年(平成20年) 実績値	目標年(平成24年) 目標値	増減率(%)	増減量	温室効果ガス 削減量 (kg-CO ₂)
電気使用量	kwh	18,102,809	17,650,238	-2.5	-452,570	-251,176
燃料使用量(ガソリン)	L	43,210	38,889	-10	-4,321	-10,033
燃料使用量(都市ガス)	m ³	441,941	428,682	-3	-13,258	-26,662
一般廃棄物焼却量(公共)	t	309	155	-50	-155	*1
資源化率(公共)	%	21	32	50	11	*1
一般廃棄物焼却量(市全体)	t	42,186	37,967	-10	-4,219	-73,897
廃プラスチック焼却量(市全体)	t	5,184	4,717	-9	-467	-1,257,334

*1 公共ごみの一般廃棄物焼却量と資源化率については、市全体に含まれているので、重複を避けるため温室効果ガス削減量については記載していない。

間接的に温室効果ガス排出削減に影響がある項目

項目	単位	基準年(平成20年) 実績値	目標年(平成24年) 目標値	増減率(%)	増減量
用紙使用量	枚	15,019,484	14,268,510	-5	-750,974
水道使用量	m ³	*平成21年度実績値を把握後、目標を設定			
グリーン購入率	%	-	*平成22年度実績より5%増	5	-

第4章 温室効果ガス排出削減に向けた具体的取組

1. 取組の基本方針

日々の業務を点検し効率的な行政運営を進めることで、温室効果ガス及び環境負荷を減らしていくことを取組の基本方針とします。事務事業の効率化により、電気や燃料、用紙類などの消費を減らし、廃棄物の排出を削減して資源化を進めます。

また、市民や地域の事業者の模範となるように、市の職員一人ひとりが積極的に温暖化防止に取り組みます。

なお、委託業者・指定管理者に対しても本計画の内容を周知し、対象組織に準じて取組を行うよう、協力を求めます。

2. 省エネルギーの推進

(1) 電力量を減らす

電力の使用が多い業務・施設を順番に見てみると、廃棄物処理事業で約29.7%、水道事業で約20%、外灯(道路・公園)で約13%、本庁舎・支所庁舎で約6.9%となっています。

電力の多くは市民生活を支えるために使用されています。廃棄物処理事業ではごみの分別に関する市民への啓発をさらに推進し、もえるごみを減らすこと(資源化率をあげること)が必要です。市の職員は業務で使用した用紙類を資源として分別し、もえるごみを減らすことや、事務の効率化を図って残業を減らすなど、電力量の削減を進めることが必要です。(ごみの分別及び減量化の具体的な取組については、4.ごみの排出量削減で記述しています。)

	重点 取組	具体的な取組
職員共通		<ul style="list-style-type: none"> ・事務の効率化を図り、ノー残業デー（水曜日）を徹底するとともに、業務終了後は速やかに消灯する。 ・就業時間外及び離席中は、個人用のパソコンの電源はOFFにする ・各課でのコーヒーマーカー、電気ポットの利用は、最小限にとどめる ・着衣で温度調節をする（クールビズ・ウォームビズを実践する） ・使用していない場所の消灯を徹底する（トイレ、給湯室、階段、廊下など） ・開庁前及び昼休み、閉庁後は、業務に支障のない範囲で不必要な照明について消灯をする ・窓際などで自然光を利用する ・個人の暖房冷房器具は使用を控える ・エレベーターや自動ドアは使わず、階段や開閉式扉を利用する ・パソコン、コピー機などは節電モードを活用する

	重点 取組	具体的な取組
該当課		<ul style="list-style-type: none"> ・電気使用量を把握・管理する ・照明器具スイッチの系統を見直す ・公共施設へ緑のカーテンの設置を進める ・照度基準値内での間引き消灯や蛍光灯本数の削減を検討する ・照明機器の定期的な清掃を行う ・空調機器の適温化（冷房 28 、暖房 20 ）と定期保守点検を行う ・ボイラー等の適正運転の管理を行う ・エネルギー消費の少ない自動販売機の導入と台数の見直しを行う

今後検討していく取組

照明用人感センサーを設置する

照明器具の配置を考慮して座席を配置する

省電力型照明器具へ転換する

【参考】

パソコンを昼休み 1 時間電源 OFF すると…

3.0kwh / 年 × パソコン台数 600 台 = 年間 **1,800kwh の節約**
* 使用電力量 (H2O) の 0.01% に相当 * 温室効果ガス 0.999 t -CO₂ の削減

1,800kwh × 13.2 円 () = 年間 **23,760 円の削減**
本庁舎の電気契約による kwh 当たり単価 (基本料金除く) 以下同様



1 時間残業すると…

一人当たり **1.45kw の消費 (19.1 円)**

パソコンを使い、事務室内の蛍光灯をつけ、プリンタとコピー機を使用して残業している場合

パソコン 0.065kwh / 蛍光灯 0.04kwh × 24 本 = 0.96kwh

プリンタ 0.40kwh / コピー機 0.022kwh

全職員がノー残業デーを実施した場合

(職員の 3 分の 1 が 6 時まで残っていたと想定)

1.65kwh × 600 人 × 1 / 3 × 48 日 = 年間 **15,840kwh の節約**
* 使用電力量 (H2O) の 0.08% に相当 * 温室効果ガス 8.591 t -CO₂ の削減

15,840kwh × 13.2 円 = 年間 **209,088 円の削減**

コーヒーマーカー・電気ポットの使用をやめると…



コーヒーマーカー 一台当たり

(0.82kwh + (0.009kwh × 7h)) × 開庁日数 200 日 =
年間 **176kwh (2,323 円) の節約**

* 2 回抽出 (30 分 × 2 回) 常時保温の場合 * 温室効果ガス 0.097t -CO₂ の削減

電気ポット 一台当たり

(1kwh × 0.5h + 0.035kwh × 7.5h) × 開庁日数 200 日 =

年間 **152kwh (2,006 円) の節約**

* 朝昼 2 回沸騰 (15 分 × 2 回) 常時保温の場合 * 温室効果ガス 0.084t -CO₂ の削減

(2) 燃料使用量(ガソリン・ガス)を減らす

燃料から発生する温室効果ガス排出量は総排出量の7.6%を占めます。そのうち都市ガスが43.5%、ガソリンが5%を占めています。都市ガスは学校給食の調理や施設の暖房等での使用量が多くなっています。

市職員は低公害車の導入やエコドライブの実践、自転車利用を進めることが必要です。

	重点 取組	具体的な取組
職員共通		<ul style="list-style-type: none"> ・市内移動時は、可能な限り自転車を利用する ・アイドリングストップ・エコドライブ(急発進・急加速をしない)を実践する ・ノーカーデーに積極的に取り組む ・ガス湯沸かし器を効率的に使用する(午後3時以降は種火を消す) ・出張時には公共交通機関を利用する ・カーエアコンの使用を控えめにする ・不必要な荷物を積まないようにする ・定期的に車両整備(タイヤの空気圧点検等)を行う ・事前にルートを確認し、計画的な運転をする
該当課		<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン使用量を把握・管理する ・低公害車・低燃費車を積極的に導入する ・ノーカーデーを徹底する ・公用車の台数の見直しを定期的に行う ・エコドライブ研修を実施する

今後検討していく取組

会議や事務連絡の際の公用車乗り合いを進める

【参考】

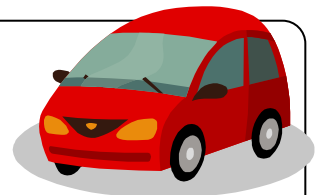
急発進をしないように気をつけると・・・

0.22 / 日 × 開庁日数 200 日 =

1 台当たり年間 **44L (5,632 円) の節約**

(単価 128 円 / とした場合) 以下同様 * 温室効果ガス 0.102t-CO₂ の削減

急発進をしない・・・発進時 5 秒間かけて 20 km / h 程度に加速するように気をつける



公用車のかわりに自転車で移動すると・・・

本庁 支所間(約 2.4 km)を公用車に乗らず

自転車で移動した場合

往復 4.8 km ÷ 燃費 13.0 km / l × 50 台 × 開庁日数 200 日 =

年間 **3,692 (472,576 円) の節約**

* ガソリン使用量(H₂O)の6.2%に相当 * 温室効果ガス 8.572t-CO₂ の削減

3. 省資源の推進

(1) 用紙使用量・水道使用量を減らす

市役所の仕事ではたくさんの用紙を使用します。両面印刷や縮小印刷をしたり、プリントアウトを必要最小限にしたりすることで、用紙枚数を大幅に減らす事が必要です。

	重点 取組	具体的な取組
職員 共通		<ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷・裏面利用・縮小印刷等による用紙枚数を削減する ・確認のための帳票類や添付資料は、レイアウトや用紙サイズを見直したり、事務の簡素化により、用紙枚数を削減する ・パソコンで見られる情報はプリントアウトしないようにする ・水を流したままにしない ・資料は必要最小限の部数を作成する ・個人持ち資料は最小限にし、ファイリングを活用して係・課単位で共有するようにする ・ミスコピー用紙は、裏面利用又はメモ用紙等に使用する
該当 課		<ul style="list-style-type: none"> ・用紙購入量を把握・管理する ・水道使用量を把握・管理する ・節水コマを利用する ・単価契約品目数に占めるグリーン購入適用品目数を増やす

今後検討する取組

トイレに消音機を設置する

電子決裁によるペーパーレス化を進める

(2) グリーン購入を進める

	重点 取組	具体的な取組
職員 共通		<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入指針に基づき計画的な購入をする ・エコマーク・グリーンマークなどの環境ラベリング商品を購入する ・詰め替え可能な製品を購入する ・個人所有は必要最低限に抑える ・環境に配慮した製品を購入する ・他の課で所有しているものが共同利用できないか検討する
該当 課		<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品の管理を徹底し、計画的な購入を行う ・単価契約品目数に占めるグリーン購入適用品目数を増やす ・共同利用できる物品は庁内イントラを活用し、情報提供を図る

今後検討している取組

グリーン購入対象品目数を増やす

4. ごみの排出量削減

(1) ごみを出さない

公共ごみの排出量を削減するためには、まず、日々の業務を点検し、無駄を省いたり、効率化を図ったりして、ごみを出さない工夫をしていく必要があります。また、資源化を進めるために、市のごみ分別基準に従って排出し、もえるごみの量を削減する必要があります。

また、循環型社会形成推進基本法(*1)の考え方では、個人が業務以外にコンビニ等で購入した弁当や自動販売機等で購入した飲料缶は製造、販売を行う業者が回収するのが原則ですが、庁舎、施設内のごみ箱に捨てられていることが多い状況です。適正にごみを排出する必要があります。

	重点取組	具体的な取組
職員共通		<ul style="list-style-type: none"> ・使用済み封筒やファイル、フォルダ等の再利用をする ・仕様書及び図面のデジタル化（ペーパーレス化）に努める ・個人で持ち込んだごみは持ち帰る ・マイボトル、マイ箸等を持参する ・使い捨て容器（弁当等）の使用を極力控える ・マイバックを持参し、レジ袋を断る（又はレジ袋を再使用する）
該当課		<ul style="list-style-type: none"> ・各所属、施設でのごみの排出量を把握・管理する ・賞品、記念品等の発注の際は、簡易包装を指定する ・物品を発注する際は簡易包装を指定する ・主催会議、主催事業での使い捨て容器の使用を極力控える

今後検討していく取組

庁舎・施設から発生する生ごみは可能な限り堆肥化する

【参考】

*1 循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日法律第110号）

同法では、「循環型社会」を廃棄物の排出抑制とリユース、リサイクルが促進され、循環的な利用が行われないものについては適正な処分をし、天然資源の消費の抑制と環境負荷の軽減が実現される社会と規定している。

OECD が提唱した拡大生産者責任の考え方を取り入れ、製品や容器等の製造、販売を行なう事業者の責務として、廃棄物の減量化、適正処理に加えて、製品や容器がリサイクル利用されやすいように、製品や容器を引き取りリサイクルすることを規定している。容器リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法などは、この代表的な事例である。

(参考) 拡大生産者責任 生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。2001年3月にOECD（経済協力開発機構）が提唱した。

もえるごみの処分にかかる費用は・・・

市全体の可燃ごみ

平成 20 年度

年間処理費用 7 億 1,259 万円

年間総排出量 38,016t



つまり、1 t 当たり 18,740 円の費用がかかっています

市役所から排出する可燃ごみの処理費用

可燃ごみ 309t × 18,740 円 = 年間約 579 万円

可燃ごみの 5 割が資源化できると仮定すると

309 t × 50%削減 = 年間 154 t の削減 * 温室効果ガス 2.697t-CO2 の削減

費用にすると年間約 290 万円の削減

(2) 資源化率をあげる

市役所から排出されるごみ（公共ごみ）は 892.97t（平成 20 年度）となっています。

市全体（公共除く）のリサイクル率は 30.7%となっていますが、一方、公共ごみのリサイクル率は 21.1%にとどまっています。

市の事務事業から発生するごみの多くは紙類です。汚れた紙以外は資源化することができますが、個人情報記載されており、シュレッターにかけるにはあまりにも大量なため、もえるごみとして廃棄されている用紙も大量にあります。

職員一人ひとりが市の分別基準に従って資源化を進めることを意識することと、リサイクルしやすい環境整備が必要です。

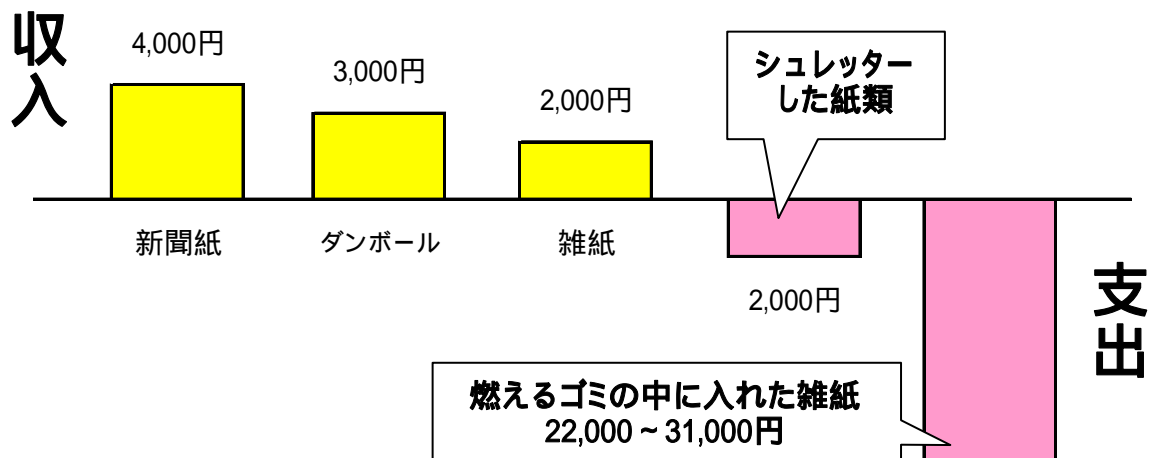
	重点 取組	具体的な取組
職員 共通		<ul style="list-style-type: none"> ・市の分別基準に従い、資源化する ・用紙、文書、図書類はもやさずに、資源化する ・シュレッター使用は秘密文書、個人情報記載文書に限る
該 当 課		<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、市の分別基準の周知を図る ・市職員に対し、市の分別基準の周知を図る ・事務室内に紙のリサイクルボックスを設置する

今後検討していく取組

シュレッター業務の委託により、個人情報記載されている文書のリサイクルを進める

【参考】

紙類1t当たりの処分費用



資源化できる紙類を可燃ごみにしてしまうと…

ミスコピーや不用となった資料などを可燃ごみとして捨ててしまうと、1t当たり 22,000 円～31,000 円の費用がかかります。

資源化できる雑紙類は 1t 当たり 2,000 円で売却しているので、**可燃ごみの5割が資源化できると仮定すると、**

可燃ごみ 309 t × 50% = 年間 154 t × 2,000 円 = **30.8 万円**

の増収につながります。

また、シュレッターした用紙は繊維が切断されており、リサイクルの手間がかかるため、1t 当たり 2,000 円を支払ってリサイクルしています。

5. 建築物の建築等に関する環境配慮

(1) 建築物の建築等に関する環境配慮

省エネルギー機器や設備が新しく開発されており、新築の際には環境に配慮した設計をしていく必要があります。

既存の建築物については、導入に多額の費用がかかるため、専門家の力を借りながら費用対効果を確認し、改築や増築の際に省エネ機器の導入を検討していく必要があります。

	重点 取組	具体的な取組
該 当 課		<ul style="list-style-type: none">・ 既存の建築物の省エネルギー診断を実施する・ 建築、設計段階でLED電灯の使用など、省エネルギー機器、設備の導入を検討する・ 建築、設計段階で太陽光発電など自然エネルギーの使用を検討する・ 建築、設計段階でエリアに配慮したスイッチ回路や自然光が入る設計に配慮する・ 建築、設計段階で感知式洗浄弁、節水コマ、自動水栓などの節水器具の導入を検討する・ 風の抜ける建物配置や断熱材の利用など、熱効率を考えた建築、設計を検討する・ 屋上、外壁の緑化等を検討する・ 雨水利用、雨水の地下浸透を検討する

【参考】

LED

LED (Light Emitting Diode:発光ダイオード)を直訳すると、「光を発生する半導体(ダイオード)」で、電気を流すと発光する半導体の一種です。蛍光体に続く、人類が手に入れた第4世代のあかりとして期待されています。

省エネルギー診断

エネルギーを使用する施設や工場を専門家が診断し、気付かなかった無駄の改善や新しい技術導入の可能性などの改善策を技術的、経済的な視点を織り込み提案するものです。

自然エネルギー

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称です。再生可能エネルギーと同義的に使われることが多く、太陽光や太陽熱、水力、風力、地熱、波力、温度差などを利用したものを指します。

第5章 計画の推進に向けて

1. 推進及び進行管理体制

(1) 推進体制

環境基本計画等庁内推進会議が主導となり計画を推進します。

各課・施設等の実行責任者は、各課・所属長とします。また、各課単位で推進員を選出し、各課における取組の推進を行います。

すべての職員が一度は推進員を経験するように進めていきます。

各主体		役割
各課・施設	推進員	月次、年次データ入力
		取組項目自主点検の実施
	実行責任者 (各課・所属長)	現状、実績把握(進行管理シート一式の決裁)
		現状改善のための取組みの自主的な見直し
環境課	実績のまとめ作成	
	作業部会、庁内推進会議の運営	
	実績報告書作成	
	公表	
作業部会	現場点検の実施	
	改善策の検討、提案	
	点検結果報告書(案)の作成	
庁内推進会議	現場点検の実施	
	作業部会から提出された点検結果報告書(案)の検討	
	点検結果報告書(案)の確定	
行政経営会議	実績のまとめ及び点検結果報告書の確定	
	政策的な改善案の提案	

(2) 管理・点検体制

実施状況の報告

毎年度当初に各課・施設毎に進行管理シートの作成を行い、部で取りまとめの上、環境課に報告します。

実績報告書の作成

各課・施設から報告された総排出量及びその増減、取組項目の取組状況等を環境課が取りまとめ、実績報告書を作成します。(温室効果ガス排出量は「エネルギーの合理化に関する法律(省エネ法)」・「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」・「埼玉

県地球温暖化対策推進条例」に定められた報告に使用します。)

現場点検

実績報告書をもとに、庁内推進会議委員及び作業部会員が現場点検を実施します。現場点検実施後、作業部会で改善策の検討等を行い、点検結果報告書(案)を作成し、庁内推進会議に報告します。

庁内推進会議での検討

庁内推進会議では、各課・施設の取組状況及び実績について、環境課が作成した実績報告書及び作業部会が作成した点検結果報告書(案)をもとに、排出量増減の確認及び増減理由の検討を行い、点検結果報告書を作成します。

環境審議会への報告

実績報告書及び点検結果報告書(案)を、ふじみ野市環境審議会へ報告します。

検討結果の報告

庁内推進会議で作成した点検結果報告書を環境審議会の意見を付して行政経営会議に報告します。行政経営会議では実績のまとめ及び点検結果報告書を確定し、各課・施設の実行責任者に報告します。

改善策の検討及び実施

各課・施設の実行責任者は、報告を受けて改善策を再検討し、環境課に報告します。環境課では報告を受けた改善策を実績報告書とあわせて公表します。

その他

取組への自主性を高めるため、各課・施設単位で毎年重点取組を決め、取り組めます。

2. 職員研修

本計画を全庁的に推進していくため、全職員対象の一般研修と管理職や推進員を対象とした専門研修を年1回行います。

専門研修(管理職)計画の内容及び推進・管理体制と管理職の役割

(推進員)計画の内容及び推進・管理体制と推進員の役割

一般研修(全職員)計画の内容及び取組内容と方法

3. 公表

地球温暖化対策推進法第21条の3では、実行計画の策定・変更、温室効果ガスの総排出量などについて公表することを市に義務付けています。

実績報告、評価点検結果、改善策については、市広報、HP、『ふじみ野市の環境行政』等を通じて情報を公開します。

図2 庁内推進・管理体制

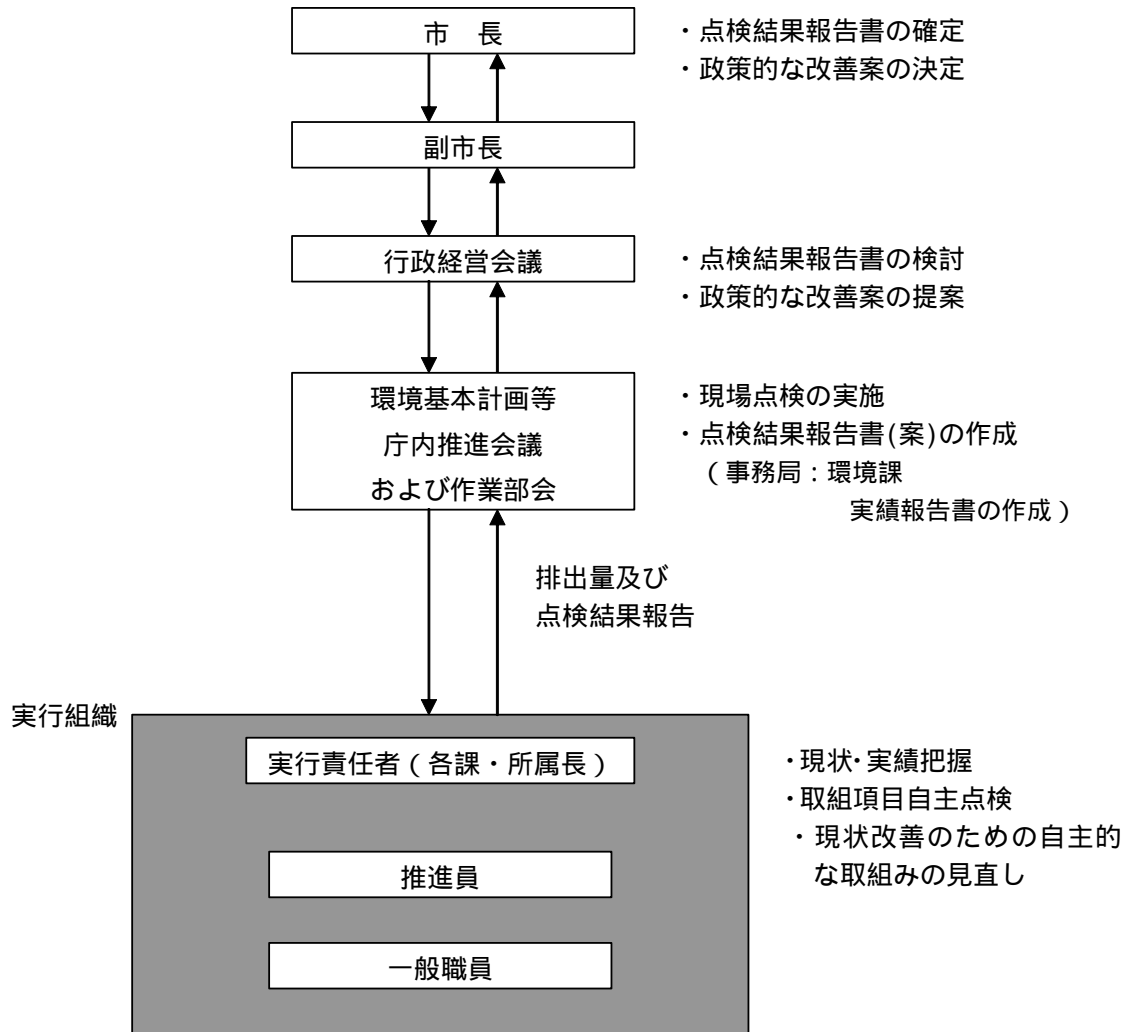
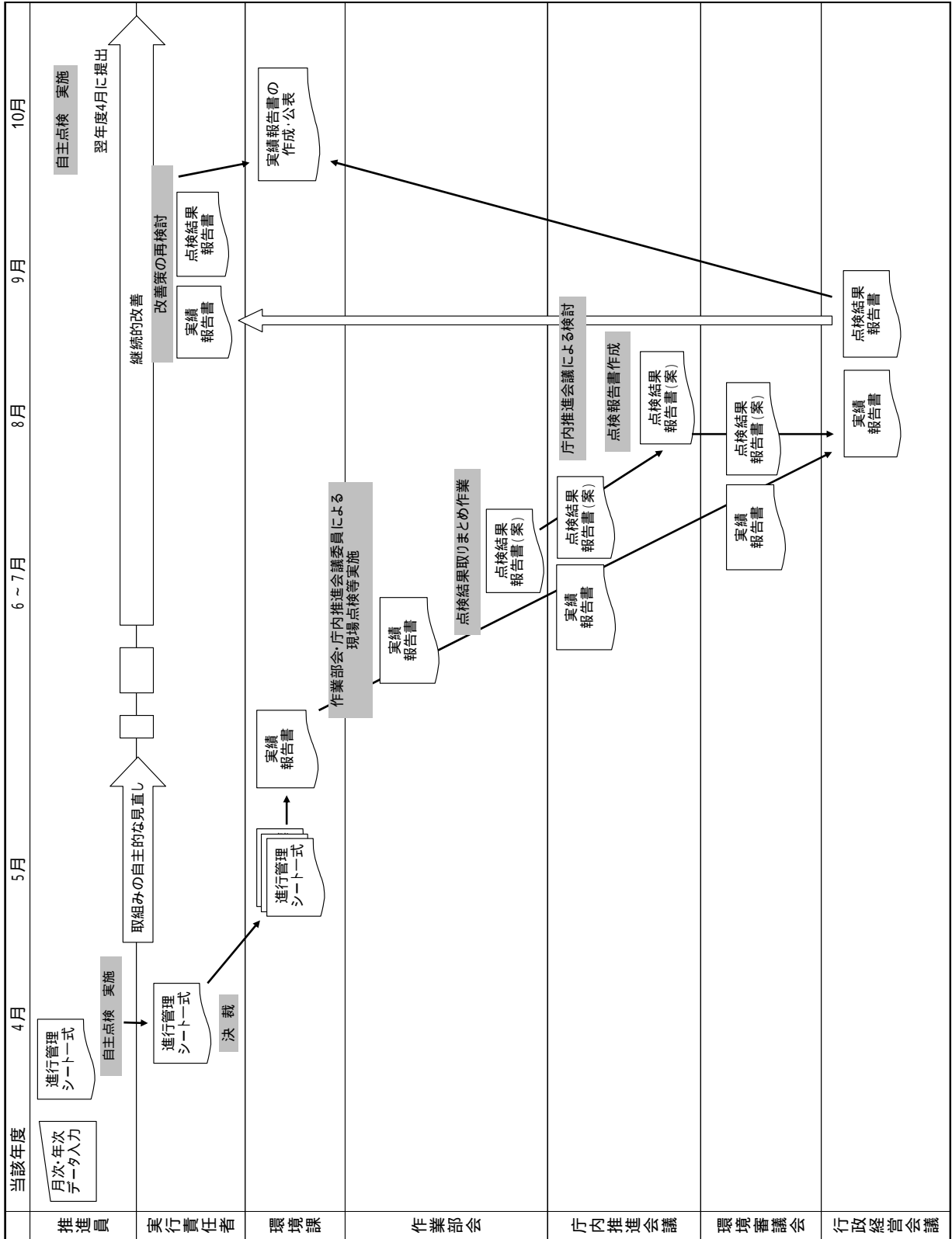


図3 進行管理スケジュール

ふじみ野市地球温暖化対策実行計画 進行管理スケジュール



(別表1)

地球温暖化対策実行計画対象組織一覧

(平成21年4月1日現在 職員総数 1,268人)

部署・施設		推進員	取組み項目点検	電力	燃料	自動車走行量	用紙	水道	消灯時間	持ち込みごみ	雑誌・雑がみ	備考
総合政策部	企画政策室	1		-	-	-	-	-				
	秘書広報課	2		-				-				
	財政課	3		-	-	-		-				
	情報政策課	4		-	-	-		-				
総務部	庶務課	5		-	-	-		-				
	人事課	6		-	-	-		-				
	管財課	7		-				-				
	本庁舎	8	-	-		-	-	-	-	-		
	第2庁舎	9	-	-		-	-	-	-	-		
	B棟	10	-	-		-	-	-	-	-		他団体専用部分は団体が負担
	旧第2学校給食調理場〔倉庫〕	13	-	-		-	-	-	-	-		
	旧給食センター(旧大井)〔倉庫〕	14	-	-		-	-	-	-	-		
	税務課	15		-				-				
	収税課	16		-				-				
総務課	17		-				-					
	大井総合支所	18	-	-		-	-	-	-	-		
	大井総合支所第2庁舎	19	-	-		-	-	-	-	-		
市民生活部	くらし安全課	20		-	-			-				
	市民活動支援センター	21	-	-		-	-	-	-	-		電力・燃料・水道量は出張所で管理
	鶴ヶ岡コミュニティセンター(対象外)		-	-	-	-	-	-	-	-		指定管理
	旭ふれあいセンター	22	-	-		-	-	-	-	-		
	市民課	23		-	-	-		-				
	出張所	24										電力・燃料・水道量は市民活動支援センター分含む
	環境課	25		-				-				
	上福岡清掃センター	26										
	大井清掃センター	27										
	産業振興課	28		-				-				
	都市農業センター	29	-	-		-	-	-	-	-		H22.4～児童館に移管予定
	大井産業文化センター(対象外)		-	-	-	-	-	-	-	-		指定管理
市民相談室	30		-	-	-		-					
広域ごみ処理施設建設準備室	31		-	-	-		-					
市民窓口課	32		-	-	-		-					
福祉部	福祉課	33		-				-				
	うれし野まちづくり会館	34	-	-		-	-	-	-	-		
	障がい福祉課	35		-	-	-		-				
	ふれあい上福岡地域支援センター(対象外)		-	-	-	-	-	-	-	-		指定管理
	おい作業所(対象外)		-	-	-	-	-	-	-	-		人間東部福祉会事業
	かみふくおか作業所(対象外)		-	-	-	-	-	-	-	-		人間東部福祉会事業
子育て支援課	36		-	-	-		-					
児童館	37											

部署・施設			推進員	取組み項目点検	電力	燃料	自動車走行量	用紙	水道	消灯時間	持ち込みごみ	雑誌・雑がみ	備考
福祉部	第1児童館	38	-	-			-	-	-	-			
	第3児童館	39	-	-			-	-	-	-			
	中央児童館	40	-	-			-	-	-	-			
	第5児童館	41	-	-			-	-	-	-			
	第6児童館	42	-	-			-	-	-	-			
	第7児童館	43	-	-			-	-	-	-			
	学童事務所(対象外)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	委託事業
	大井小学童保育所(対象外)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	委託事業
	鶴ヶ丘小学童保育所(対象外)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	委託事業
	東原小学童保育所(対象外)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	委託事業
	西原小学童保育所(対象外)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	委託事業
	亀久保小学童保育所(対象外)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	委託事業
	三角小学童保育所(対象外)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	委託事業
	東台小学校学童保育所(対象外)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	委託事業
児童センター	44					-						電力・燃料・水道量は市民交流プラザで管理	
保育課	45			-				-					
上野台保育所	47					-	-						
西保育所	48					-	-						
新田保育所	49					-	-						
霞ヶ丘保育所	50					-	-						
滝保育所	51					-	-						
亀久保保育所	52					-	-						
亀居保育所	53					-	-						
鶴ヶ岡保育所	54					-	-						
大井保育所	55					-	-						
大井総合福祉センター	56												
健康医療部	高齢福祉課	57			-				-				
	老人福祉センター 太陽の家(対象外)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	指定管理
	ふれあいプラザかみふくおか	58	-	-									
	中央デイサービス(対象外)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	指定管理
	かみふくおか西デイサービスセンター(対象外)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	指定管理
	地域包括支援センターかすみがおか(対象外)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	指定管理
	シルバー人材センター(対象外)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ふれあいプラザかみふくお管内
	市営ゲートボール場	59	-	-									ミニキャンプ場の電力・水道料含む
	保健センター	60											
	健康保険課	61			-	-	-		-				
医療福祉課	62			-	-	-		-					
市民交流プラザ	63					-		-					
コスモスホール	64	-	-			-	-		-	-	-		
地域福祉課	65			-				-					

部署・施設			推進員	取組み項目点検	電力	燃料	自動車走行量	用紙	水道	消灯時間	持ち込みごみ	雑誌・雑がみ	備考
都市政策部	都市計画課	66			-				-				
		ふじみ野市運動公園	67	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		市内公園(運動公園除く)外灯・維持管理	68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	87ヶ所 *定額電灯については推計
	建築課	69			-				-				
	道路課	70			-				-				
		外灯(防犯灯・水銀灯)	71	-	-	-	-	-	-	-	-	-	防犯灯5,188ヶ所・水銀灯1,376ヶ所 *定額電灯については推計
		市営駐輪場外灯	72	-	-	-	-	-	-	-	-	-	市内駐輪場4ヶ所
	下水道課	73			-				-				
		ポンプ場	74	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ場7ヶ所
	水道課	75			-				-				
		上福岡浄水場	76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		大井浄水場	77	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		井戸	78	-	-	-	-	-	-	-	-	-	井戸8ヶ所
	行政管理室	79			-	-	-	-	-				
会計課	80			-	-	-	-	-					
議会事務局	81			-				-					
監査委員事務局	82			-	-	-	-	-					
教委総務部	総務課	83			-				-				
	学校教育課	84			-				-				
	大井小学校	85						-					
	福岡小学校	86						-					
	駒西小学校	87						-					
	上野台小学校	88						-					
	鶴ヶ丘小学校	89						-					
	西小学校	90						-					
	東原小学校	91						-					
	西原小学校	92						-					
	元福小学校	93						-					
	亀久保小学校	94						-					
	三角小学校	95						-					
	さぎの森小学校	96						-					
	東台小学校	97						-					
	大井中学校	98						-					
	福岡中学校	99						-					
	葦原中学校	100						-					
	花の木中学校	101						-					
大井西中学校	102						-						
大井東中学校	103						-						
上福岡学校給食センター	104												
大井学校給食センター	105												

部署・施設			推進員	取組項目点検	電力	燃料	自動車走行量	用紙	水道	消灯時間	持ち込みごみ	雑誌・雑がみ	備考
生涯学習部	生涯学習課	106			-				-				
	野外活動ひろば	107	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	駒林ミニキャンプ場	108	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	電力・水道量は高齢福祉課で管理 (ゲートボール場併設のため)
	旧大井村役場庁舎	109	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	権現山	110	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	体育課	111			-				-				
	駒林体育館	112	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	上野台体育館	113	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	総合体育館	114	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	弓道場・テニスコート・大井プール・武道場・グランドゴルフ場含む
	上福岡図書館	116											
	大井図書館	117											
	大井郷土資料館	118					-						電力・燃料・水道量は大井図書館で管理
	大井中央公民館	119											
	分館事業	120	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18ヶ所
	上福岡公民館	139											
	勤労福祉センター	140	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	上福岡西公民館	141											
	上福岡西公民館分室	142	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	上福岡歴史民俗資料館	143											
福岡河岸記念館	144	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

*地方公共団体が設立する公社や法人が実施するものは対象外とした(「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」4P)

*他者に委託して行なう事務または事業は、算定の対象外とした(「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」4P)

*定額電灯については推計による算出とする 一灯あたりのワット数[w]×平均使用時間[時間/年]×電灯数(「温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン」13P)

*表中の 印は、点検項目に該当があるが、他部署等で把握している場合を示す

*職員総数の内訳は次のとおり 常勤職員722人 再任用職員13人 臨時的任用職員533人